平成 1 5年 6月 2 4 日条例第 9号 改正 平成 1 6年 9月 2 1 日条例第 1 0号 平成 1 8年 9月 2 0 日条例第 2 1号 平成 1 9年 9月 2 6 日条例第 1 4号 平成 2 3年 2月 8日条例第 17号 平成 2 5年 9月 9日条例第 17号 平成 2 6年 6月 9日条例第 1 3号 令和 4年 10月 1日条例第 1 2号 令和 6年 3月 5日条例第 8号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画区域(地区整備計画が定められている区域に限る。)内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、当該区域内における適正かつ良好な環境を確保することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、別表第1に掲げる区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 前条に規定する区域(以下「計画地区」という。)内においては、別表第2の計画地区の区分に 応じ、同表に定める制限に適合するものでなければならない。

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)は、別表第2の計画地区の区分に 応じ、同表に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)は、別表第2の計画地区の区分に 応じ、同表に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 建築物の敷地面積は、別表第2の計画地区の区分に応じ、同表に掲げる数値以上でなければならない。

(壁面の位置の制限)

第8条 壁面の位置は、別表第2の計画地区の区分に応じ、同表に掲げる数値以上でなければならない。 (建築物の高さの最高限度) 第9条 建築物の高さは、別表第2の計画地区の区分に応じ、同表に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物等の形態又は意匠の制限)

第10条 建築物等の形態又は意匠は、別表第2の計画地区の区分に応じ、同表に掲げる制限に適合するものでなければならない。

(垣又は柵の構造の制限)

第11条 垣又は柵の構造は、別表第2の計画地区の区分に応じ、同表に掲げる数値以下でなければならない。

(公益上特に必要な建築物等の特例)

第12条 町長は、この条例の規定の適用に関し、良好な住環境形成を害するおそれがないと認める建築物又は公益上特に必要な建築物と認めたものについては、その許可の範囲内において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関して、必要な事項は、町長が別に定める。

(罰則)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当するものは、200,000円以下の罰金に処する。
- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第5条から第8条までのいずれかの規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては当該建築物の工事施工者)
- (3) 建築物の用途変更により、第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に関して、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

附則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

## 別表第1 (第3条関係)

与那原町東浜地区地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1 項の規定により告示された那覇広域都市計画与那 原町東浜地区地区計画区域のうち、地区整備計画 が定められた区域
与那原町大見武地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示され た那覇広域都市計画与那原町大見武地区地区計画 区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2(第4条-第11条関係)(その1)

<u> </u>	7 7.	交	()//1	A 77.	1 1 宋眹	101/1	7071)	г		г	г	г	1		
	地区	/ <u>YK/</u>	低層住宅 地区(1)	低層住宅 地区(2)	低層住宅 地区(3)	集合住宅地区	一般住宅 地区	沿道住宅 地区(1)	沿道住宅 地区(2)	沿道住宅 地区(3)	沿道業務 地区	沿道商業 地区	教育関連施設地区	宿泊•滞在 拠点施設 地区	スポーツ・ ウェルネス 拠点施設地区
	の区分	. (用途	(第1種低層 住居専用 地域)	(第2種低層 住居専用 地域)	(第2種中高 層住居専 用地域)	(第2種中高 層住居専 用地域)	(第1種住居 地域)	(準住居地 域)	(準住居地 域)	(第1種住居 地域)	(準住居地 域)	(近隣商業地域)	(第1種中高 層住居専用 地域)	(準住居地 域)	(準住居地域)
	/5	地区の	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約
		面積	7. 5ha	5. 6 ha	0.7ha	9. 1 ha	4. 1 ha	1.8ha	7. 3ha	1. 5 ha	0.8ha	9.6 ha	2. 6 ha	0. 5 ha	3. 1 ha
			次の各号に排	Bげる建築物	を建築又は用		ならない。次の				能なもののうち	、制限する用	途を示す。		I
			1. 共同住	1. 共同住	1. 店舗、飲	1. 学校、図	1. ボーリン	1. 図書館そ	1. 図書館そ	1. 図書館そ	1. 図書館そ	1. 住宅	1. 住宅	1. 住宅	1. 住宅
			宅、寄宿	宅、寄宿	食店その他	書館その他	グ場、スケ	の他これら	の他これら	の他これら	の他これら	2. 寄宿舎、	2. 共同住宅	2. 兼用住宅	2. 共同住宅、
			舎、下宿	舎、下宿	これらに類	これらに類	一小場、水	に類するも	に類するも	に類するも	に類するも	下宿	3. 兼用住宅	3. 学校、図	寄宿舎、下宿
				2. 学校、図	するものの		泳場、ゴル	の(近隣住	の(近隣住	の(近隣住			4. 巡査派出	書館その他	3. 兼用住宅
			書館その他			隣住民を対		民を対象と	民を対象と	民を対象と		4. 学校、図	所、郵便局		4. ホテル、旅館
			これらに類	これらに類	500 mを超	象とした公	バッティン	した公民館	した公民館	した公民館	した公民館		i i		5. 学校、図書
			するの近		え、1,500 ㎡		グ練習場そ		や集会所	や集会所	や集会所	これらに類	らに類する	隣住民を対	
			隣住民を対			会所は除	の他これら	は除く。)	は除く。)	は除く。)	は除る。)	するもの近		象とした公	に類するもの
			象とした公民館や集	象とした公民館や集	2. 事務所そ のMごれに	く。) 2. 葬祭場そ		2. 葬宗場での他これに	2.	<ol> <li>2. 葬祭場その他これに</li> </ol>	2. 葬宗場での他これに	隣住民を対 象とした公	5. 忧務者、 警察署、保	民館や集 会所は除	(近隣住民を対象とした公民
			会所は除	会所は除	類するもの		り 2. 図書館そ	· ·	類するもの	類すむの	類するもの	民館や集	健所及び	<b>云</b> がい 45	館や集会所並
			ر <sub>ي</sub> )	ر <sub>ي</sub> )	の床面積	類するもの		3. 神社、寺		3. 神社、寺		会所は除		。) 4. 葬祭場そ	びにスポーツ・
				3. 神社、寺		3. 神社、寺	に類するも		院、教会そ	院、教会そ	院、教会そ	⟨。)	他これらに	の他これに	ウェルネスに資
			院、教会そ	院、教会そ	超え、1,500	院、教会そ	の(近隣住	の他これら	の他これら	の他これら	の他これら	5. 葬祭場そ	類するもの	類するもの	する学校は除
			の他これら	の他これら	m以下のも			に類するも	に類するも	に類するも	に類するも	の他これに	6. 神社、寺	5. 巡査派出	<₀)
			に類するも	に類するも	0	に類するも			0	0	0	類するもの	院、教会そ		6. 葬祭場その
			Ø)	0)	3. 学校、図	0				4. 老人ホー		6. 神社、寺	の他これら	その他これ	
東近	韭			4. 公衆浴	書館その他		は除く。)	ム、身体障	ム、身体障	ム、身体障	ム、身体障	院、教会そ	に類するも	らに類する	を
	<b>築</b>		場、診療	場、診療			3. 葬祭場そ	害者福祉ホ					の 7 中陸	もの c 333233	7. 巡査派出
			所、保育所	所、保育所	9 つもの(近	ム、身体障 害者福祉ホ	の他これに 類するもの	ームその他 これらに類	ームその他 これらに類	ームその他 これらに類	ームその他 これらに類	に類するも の	7. 病院 8. 老人ホー	6. 税務署、 警察署、保	所、郵便局そ の他これらに
	等		その他これ	その他これ	象とした公		4. 神社、寺	するもの	するもの	するもの	するもの	7. 老人ホー	ム、身体障	健所及び	類するもの
地	C IB		らに類する もの	らに類する もの	民館や集	これらに類				5. 自動車教			害者福祉ホ		8. 税務署、警
السا	月	建築物 の用途	5. 老人ホー		会所は除	するもの	の他これら		習所	習所	習所	害者福祉			察署、保健所
整	9 ス		ム、身体障	ム、身体障		6. 火薬、石		6. 倉庫業倉			6. 倉庫業倉			類するもの	及び消防署そ
凶整 備 計	事	の制限	害者福祉ホ		4. 葬祭場	油類、ガス		庫		7. 火薬、石	庫	これらに類		7. 神社、寺	の他これらに
Flj	頁	*>1117117X	ームその他	ームその他			-	7. 農産物の					9. 老人福祉		類するもの
曲			これらに類	これらに類	に類するも		6. 老人ホー		貯蔵場その			8. 老人福祉			9. 神社、寺院、
				するもの		処理を扱う				物の貯蔵・				に類するも	
			6. 老人福祉			施設	害者福祉ホームその他		するもの 8. 畜舎	処理を扱う 施設	等の危険 物の貯蔵・	児童厚生	施設その他 これらに類		れらに類するもの
			センター、	センター、	院、教会そ			0. 亩音 9. 火薬、石		旭収	処理を扱う	これらに類			10. 老人ホー
			児童厚生	児童厚生	の他これら		するもの	油類、ガス			施設		10. パン屋、		ム、身体障害
			になる これらに類	施設その他 これらに類			7. 自動車教		等の危険		, <u> </u>		米屋、豆腐		者福祉ホーム
			するもの		6. 病院		習所	物の貯蔵・	物の貯蔵・			習所	屋その他こ	これらに類	その他これらに
			7 20.7		3. /1/2 7. 老人ホー		8. 畜舎	処理を扱う	処理を扱う			10. 倉庫業	れらに類す	するもの	類するもの
					ム、身体障		9. 自動車修	施設	施設			倉庫			11. 老人福祉セ
					害者福祉ホ		理工場					11. 農産物	業場の面	センター、	ンター、児童厚
					ームその他		10. 火薬、石					の貯蔵場で		児童厚生	生施設その他
					これらに類		油類、ガス					の他これに	以下		これらに類する
					するもの		等の危険 物の貯蔵・					類するもの 12. 畜舎		これらに類 するもの	もの 12. 自動車教習
					8. 火薬、石		処理を扱う					13. 危険性		9000	所
					油類、ガス		施設					い。心疾は			13. 倉庫業倉庫
					等の危険 物の貯蔵・		WORK.					化させるお			13. 岩犀朱岩犀 14. 農産物の貯
					物の灯廠・ 処理を扱う							それが少な		倉庫	蔵場その他こ
					施設							い工場		12. 農産物	れに類するも
					//EHA							14. 火薬、石		の貯蔵場そ	<i>O</i>
												油類、ガス		の他これに	
												等の危険			16. 自動車修理
Ш												物の貯蔵・		13. 畜舎	工場

地区	24 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	低層住宅地区(1)	低層住宅地区(2)	低層住宅地区(3)	集合住宅地区	一般住宅地区	沿道住宅地区(1)	沿道住宅地区(2)	沿道住宅地区(3)	沿道業務地区	沿道商業 地区 処理を扱う 施設	教育関連施設地区	宿泊・滞在 拠点区 14.自動車 修理工薬、ガス 等のが財後 物の財を扱う 施設	スポーツ・ウェルネス 拠点施設地区 17. 火薬、石油 類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を扱う施設
	整物の容 養率の最高 限度	10/10	10/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	30/10	20/10	20/10	20/10
	集築物の建	5/10	5/10	6/10	6/10	6/10	6/10	6/10	6/10	6/10	8/10	6/10	6/10	6/10
浜築 fi 地物		ただし、沖縄	県建築基準	上施行細則(8	T和56年沖縄		<del> </del> 	三める角地等の	り敷地におい	ては、建蔽率	<u>-</u> を10%緩和で		I	L
区等 類 に 対 地関	建築物の敷 地面積の最 低限度	160m²	160m²	160m²	200m²	160m²	300m²	200m²	300m²	600m²	400m²		1, 200㎡ (分割不可)	12, 000㎡ (分割不可)
図す		道路境界線	及び隣地境界	界線から建築物	かの外壁又は 1	これに代わる	柱及び出窓の	外壁までのは	国難の最低限 I	度は、以下の	とおりとする。	ı	I	> <del>}</del>
整備計画	ぎ面の位置 の制限	線…1. 0m	•隣地境界 線…1.0m	•隣地境界 線…1.0m	·隣地境界 線…1.0m	•隣地境界	•隣地境界	•隣地境界	•隣地境界	•隣地境界	•道路境界 線…1. 0m •隣地境界 線…0. 5m	•隣地境界	•道路境界 線···1. 0m	·道路東側境 界線···15.0m ·道路南側境 界線···5.0m ·道路西側·北 側境界線···1. 0m
		1. 外壁及びこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2. 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2. 3m以下でかつ面積の合計が5m以内であるもの 高・動物地般面・動物地般面・動物地般面										※緩和要件なし		
	の最高限度	から		から						から 12m以下				敷地地盤面から 25m以下
开	形態又は意 や歩行者の安全に配慮した配置とする。 匠の制限 3. 屋根、軒、庇、ベランダ、外階段、出窓等の位置は、道路及び敷地境界線がら0. 5m以上後退した位置とする。										左記1~2同様 左記3は西側・ 北側道路境界 線からのみ適用 する。			
1 1 1 -	<b>亘又は柵の</b> 構造の制限	1. フェンフ 2. コンクリ 3. コンクリ 4. 生け垣	く等の高さは、 ート基礎とフェ ートブロック積	各号の条件に 現況地盤面が シンスとの併用 等の高さは、引 現況地盤面が	ら1.2m以下 の場合は、現 現況地盤面が	下とする。 況地盤面から ら60cm以下	o1. 2m以下と とする。	し、構造につい	/ては、可視			制限なし	構造 おいない。 たいない。 だいない。 だいない。 だいない。 だいない。 たばればない。 たはでない。 をは、 でない。 をは、 でない。 をは、 でない。 をは、 でない。 でない。 でない。 でない。 でない。 では、 でない。 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、	恒又は柵の構造は、次の各号に適合しなくてはならない。ただし、門柱及び意匠上、これに附属する部分はこの限りでない。左記1~4同

別表第2(第4条-第11条関係)(その2)

大見	建築 物等 に関	地区の	地区の名称 (用途地域)	バイパス沿道地区	低層住宅地区			
武地	に する 事	区分	地区の面積	約3.6ha	約8.7ha			
地区 地区整備計画	<del>事</del>	建築物の用途の制限		環境良好な中高層住宅地を目指し、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2)建築基準法施行令第130条の3に規定されている兼用住宅及び次号に示す店舗、飲食店等との兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの 3)建築基準法施行令第130条の5の3に規定されている店舗、飲食店等 4)近隣住民を対象とした公民館、集会所 5)前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5に定めるものを除く。)	号に掲げる建築物以外の建築物は、建築 してはならない。 1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2)建築基準法施行令第130条の3に 規定されている兼用住宅 3)建築基準法施行令第130条の5の			
		建築物 高限度	の容積率の最	200%	100%			
			の建蔽率の最	6 0 %	5 0 %			
		高限度		ただし、沖縄県建築基準法施行細則(昭和56年沖縄県規則第1号)第22条に定める角地等の敷地においては建蔽率を10%緩和できる。				
		建築物 限度	の高さの最高	敷地地盤面から12m	敷地地盤面から10m			
		建築物最低限	の敷地面積の度	180	O m²			
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱及び出窓の外面から道路境界線及び敷地境界線までの距離を以下のとおりとする。				
		建築物 意匠の		1) 出窓、ベランダ、バルコニー、外階段等の位置の制限に準ずる。	の位置は、壁面(建築物の外壁又は柱面)			

	2) 地盤面から3m未満の高さに設置する屋根、軒、庇の位置は、壁面(建築物の外壁 又は柱面)の位置の制限に準ずる。地盤面から3m以上の高さに設置する屋根、軒、 庇の位置は、道路及び敷地境界線から0.5m以上後退した位置とする。 3) カーポートや倉庫等を設置する場合は、壁面(建築物の外壁又は柱面)の位置の制 限に準ずる。
垣又は柵の構造の 制限	垣又は柵の構造は、次の各号に適合しなくてはならない。ただし、門柱及び意匠上、これに附属する部分は、この限りでない。 1) かき又は柵を設置する場合は、設置部地盤面から1.5 m以下の高さの可視可能なフェンス等とする。 2) フェンス等の下部にブロック塀等を設置する場合は、設置部地盤面から60 c m以下の高さとする。
備考	建築物等に関する事項については、沖縄電力株式会社所有の電気供給施設(変電所、鉄塔、送電線等)用地においては適用対象外とする。また、町長が良好な住環境の形成を害するおそれがないと認める建築物又は公益上特に必要な建築物と認めたものについては、この限りでない。 その他、この計画の執行に関し必要な事項は、運用基準で定める。